

会 議 報 告

区 分	内 容
会 議 名	令和6年度第1回こどものまち前橋有識者会議
日 時	令和6年6月18日（火）15：00～16：10
場 所	前橋市総合福祉会館 第3会議室
出 席 者	<p>【委員】</p> <p>森座長、田中職務代理者、田村委員、内田委員、鳥島委員、塚本委員、木暮委員、都丸委員、横澤委員、石川委員、守山委員、山中委員、佐藤委員、栗田委員</p> <p>【事務局】</p> <p>（小川市長）、猪俣こども未来部長 こども支援課：望月課長、佐藤副参事、小暮副参事 （教育委員会事務局総務課：霜田係長）</p>
欠 席 者	香山委員、戸所委員、中村委員
傍 聴 者	なし
議 題 等	<p>○議題</p> <p>（1）こどものまち前橋有識者会議について</p> <p>（2）前橋市こども基本条例及び前橋市こども計画の検討方法について</p> <p>（3）前橋市こども基本条例の制定について</p> <p>（4）前橋市こども計画の策定について</p> <p>○その他</p>
結 果	<p>○こどものまち前橋有識者会議における座長として設置要綱に基づき森委員を充て、職務代理として森座長が田中委員を指名した。</p> <p>○市こども基本条例制定や市こども計画策定に係る市の取り組みについての説明及びスケジュール説明などを行った。</p>

<p>内 容</p>	<p>初回開催のため、開会に先立ち委員による自己紹介と事務局職員の自己紹介を行った。</p> <p>1 開会（進行：こども支援課長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置要綱に基づき座長に社会福祉審議会児童福祉専門分科会長である森委員を充て、森委員が職務代理者に田中委員を指名した。 <p>2 議題（進行：森座長）</p> <p>議題（1）～（4）について、こども支援課より説明を行った。</p> <p>（1）こどものまち前橋有識者会議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市が取り組む、市こども基本条例制定や市こども計画策定に関連し、助言や意見交換などを行うため、こどものまち前橋有識者会議を設置した。 ・有識者会議の所掌事務は、条例制定に向けた検討に関すること、こども計画策定に向けた検討に関すること、こども施策の推進及び進捗状況の確認に関し必要と認める事項に関することとなっている。 ・組織体制は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員のほか教育関係団体や弁護士など、こどもに関連する分野において識見を有する方に加わっていただいている。 <p>（2）前橋市こども基本条例及び前橋市こども計画の検討方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討体制として、様々な方に参画していただき、その意見を丁寧に聴いて反映させることとし、3つの検討会議（庁内会議、有識者会議、若者会議）を設けることとした。 ・3つの検討会議の他ワークショップの開催やパブリックコメントなども実施していく。 <p>（3）前橋市こども基本条例の制定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市が制定を目指す条例は、こどもたちの人権を尊重し、こどもが安心して成長できるための施策に関する基本理念や責務などを盛り込んだ、こどもの権利に関する条例である。 ・児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、本市の制度としてこどもの権利の保障や関連施策の推進に関連する基本理念、市や保護者等、それらの周知、啓発に関する規定などを定めるものになる。 <p>（4）前橋市こども計画の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども計画の策定は、こども基本法の中で市町村に対して策定すること
------------	--

	<p>が努力義務として課されている。</p> <p>このことを踏まえ、こども施策を総合的に推進するための前橋市こども計画を策定することとしたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国のこども大綱、県こども計画を勘案し、市のこども計画を策定するが、群馬県は今年度末（令和7年3月）策定に向けて取り組んでいることから、その後に市の計画を策定できるよう進めていくことになる。 ・こども計画では他の計画（子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画）と一体的に策定することができるため、今年度策定を進めている「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」の終期と合わせて計画期間を設定し、第二期こども計画では全ての計画を一体化した計画として策定することとする。 ・スケジュールについては、3つの検討会議を概ね3か月に1回程度を予定している。 ・条例案は、今年度を中心に骨子案を審議し次年度に成文案の審議を行い、令和7年12月議会への議案提出を目指す。 ・こども計画は、今年度実態調査を行い策定の方針を決めていき骨子案の策定、パブリックコメントなどを経て令和7年度末までの決定を目指していく。
<p>主な意見、感想など</p>	<p>（小川市長あいさつ：途中入退室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども政策、子育て施策については、市長就任後、最優先で取り組んでいきたいと考え様々な場面でお伝えしてきている。 ・こどもに関する施策や少子化対策は何年も前から国をあげて話が出ているが国も地方も思い切ったメッセージの発信ができていなかったのではないかと個人的には感じている。 ・前橋の教育や子育て施策はしっかりした土台があり子育てしやすいまちになっていると思うが、そのことが市民にうまく伝わっていないのではないかとと思われる。 ・他の自治体の子育て施策に取り組んでいるなかで、子育て世帯が他市町村へ流出してしまっている現状があり、もう一度改めて市民のみなさんと一緒に子育て施策やこどもに関する政策を考えていくことが必要だと感じた。 ・その中で、こども自体に目を向けた、こどもが主体のまちづくりというものが柱として立ってこない、本当の意味でのこども施策や少子化対策に繋がらないのではないかと思います、今回、こどもの権利を主にした条例を作らせていただきたいと考えている。 ・こどもに関することに取り組んで行こうとすると子育て施策をやるのではないかと、言われがちだが、そもそもこども自身のことについて取り組んでいくのだということがうまく伝わらないこともあり、まずは、こ

どもの権利（人権）について捉え直しというところから委員の皆さんと共有していきたいと考えている。

- ・ ども自身はどう考えているのかという、どもを尊重する視点で、家庭の中でも学校の中でも地域の中でももう少し意識できるように、どのように取り組んで行ったら良いのか、みなさんと一緒に考えていけたらと思う。

ここからスタートなのでこれからよろしくお願ひしたい。

（森座長）

- ・ 2024年（現代）の社会では、親がどもを育てるだけでなく社会もどもを育てるという考え方に変化してきている。この大きな視点の変化は、東日本大震災がきっかけであったと思う。様々な家庭環境や背景を持ったども達がどんな状態であったとしても安心して人権を守られて育っていくという社会、それを前橋市の根幹として、どもがどう育つべきなのか前橋市民に私たちが提言していきたい。
- ・ 条約におけるどもの4つの権利のひとつ「参加する権利」は、どもの意見をしっかり大人が聴くということ。大人の都合で聴くのではなくどもの視点で聴くことで、あらためて施策がよい形で整っていくと考える。
- ・ 様々な場所から様々な視点で、どもをしっかりと見ていくということが重要ではないかと思う。

（田村委員）

- ・ 今日の会議に出席して詳しく聞いた内容を、持ち帰って周りのみなさんに伝えることが大切であり、これからは、こういった内容を話し合っているのだよ、ということをお知らせしていきたい。

（内田委員）

- ・ どもの権利等に視点を向けていくには、自分たち大人にも「余裕」が必要だと感じる。それをどのように作り出していくかが課題ではないかと話を聞いて漠然とではあるが感じた。

（鳥島委員）

- ・ 学校サポート会議があるが、その中で出された意見は学校（教育委員会）の中にどのよう反映されていくのか疑問に思っている。

→（山中委員）

- ・ 会議がある度に報告をあげているので、意見なども届いているはずである。

(塚本委員)

- ・ 青少年健全育成会で、青少年を対象とした見守りパトロールなどを行っているほか、地区のお祭りなどを通じて、こどもに関わっている。この会議への参加を通じて、みなさんと一緒にこども施策について考えていきたい。

(木暮委員)

- ・ これまでの話を聞いて、こどもを「こども」としてではなく一人の「ひと」として見るべきであり、そのことを大事にして条例などを作っていくべきだと感じた。

(都丸委員)

- ・ こどもの4つの権利を我々大人や社会がしっかり認知して初めてこどもたちに伝わっていくと思うので、その始点が重要であると感じる。

(横澤委員)

- ・ 障害のあるこどものいる家庭と関わる仕事をしていると、様々な家庭環境や保護者の思いに出会う場面がある。障害を持ったこどもたちも同じこどもとして条例に盛り込んで作っていただけたらと思う。

(石川委員)

- ・ 自分には3歳のこどもがいるが、様々な場面で自分の意見（要求）も伝えてくる。これから先、条例などを検討していく時は、大人の目線だけでなくこどもの目線でも考えていければと思う。

(守山委員)

- ・ 少子化が進む社会であるが、前橋市としてこどもを中心として、愛されるこども、こども自身が愛されることを実感できるような条例ができればよいと思う。

(山中委員)

- ・ こどもの権利に関する条例を考えたときに、権利を侵害されている場面をイメージすることがあると思うが、そういったこどもたちの権利を保証したいという思いももちろんあるが、そういった状態が表面に見えていない、ふつうのこどももいると思う。こういったこどもも含め、すべてのこどもたちの権利が保証されるような条例を作っていければと思う。

(佐藤委員)

- ・ 施策を考えるとときや進めていくとき、こどもの権利条約に関連して「こ

どもへの思い」や「理念」を当初は考えられていても、時間が経つとその思いがだんだん薄れていってしまうと感じる。条例を制定することでいつでも参照することができ、政策の現場や子育て支援の現場でもどんな場面でも子どもを意識し、そのことを施策などに反映することができると思う。条例がそういう存在になってほしい。

(栗田委員)

- ・ 子どもの権利条約ができて30年、国では昨年度やつと子ども基本法が施行されたところであり、まだしっかり根付いているとは言えない状態である。ここで市が条例を制定することで、すべての子どもに権利があるんだよということが根付いていくのではないかと思う。

(田中委員)

- ・ 運営する保育園では0歳児のまだ喋れない子どももいるが、そういった子どもも含めてすべての子どもの権利が守られるような条例ができるよう勉強しながら進められると良いと感じた。

(森座長)

- ・ 今後、議論する中で参考となる資料があればお持ちいただき皆で共有できたらと思う。
- ・ 時間の都合もあるので、本日の説明を聞いて分からないことやご意見などがありましたら、事務局名簿に子ども支援課のメールアドレスがあるのでそちらに送っていただきたい。

4 閉会 (進行：子ども支援課長)